

第1章

バリアフリー新法と神戸市バリアフリー基本構想について

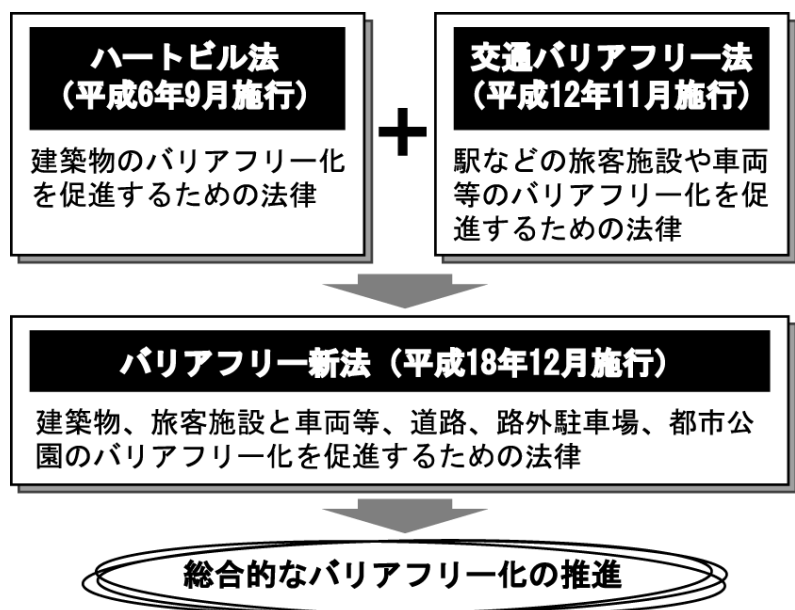
1. バリアフリー新法について

わが国では、急速に高齢化が進展し、本格的な高齢社会を迎えており、平成27年（2015年）には国民の4人に1人が65歳以上となることが予測されています。また、障がいをもつ人がもたない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすいことを考慮してまちづくりやものづくりなどを行う「ユニバーサルデザイン」といった考え方が浸透し、年齢や性別、身体状況、国籍の違いにかかわらず、あらゆる人がともに活動し、サービスを受けることのできる社会の形成が求められるようになってきています。このため、高齢者や障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる環境の整備が急務となっています。

平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、「ハートビル法」という）」が制定され、その後、不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000㎡）以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という）」が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

さらに平成18年12月には、交通バリアフリー法とハートビル法が統合され「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という）が施行されました。このことにより、従来の交通バリアフリー法が対象としていた公共交通機関の旅客施設や車両、駅前広場、道路、通路、及びハートビル法が対象としていた建築物に加えて、福祉タクシーや路外駐車場、都市公園についてもバリアフリー化の対象とされ、より一体的なバリアフリー化を推進するための法制度が整えられました。

本市においても、バリアフリー化への取り組みを積極的に進めてきましたが、この機を捉え、バリアフリー新法に対応した「神戸市バリアフリー基本構想」を策定します。



本基本構想は、高齢者・障がい者などが日常よく利用する施設（生活関連施設）が集積する一定の区域（重点整備地区）において、施設間を結ぶ経路（生活関連経路）を含め、旅客施設・車両等、建築物、路外駐車場、都市公園のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、神戸市が市民、施設設置管理者等と連携・協力して作成するものです。それぞれの施設設置管理者は、本基本構想に基づき、具体的な整備計画である特定事業計画を策定し、バリアフリー事業を進めていきます。本基本構想の策定により、より積極的なバリアフリー化に取り組んでいきます。

2. 基本構想策定の趣旨

本市では、昭和 52 年、すべての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障することを目的に、全国に先駆けて「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定しました。

翌 53 年には「神戸市民の福祉をまもる条例に規定する都市施設の整備に関する規則」を制定し、多くの市民が利用する公益的施設や交通施設、道路、公園などの都市施設の整備に努めてきました。なお、規則については、「兵庫県福祉のまちづくり条例」の神戸市域への適用がなされた平成 12 年 10 月に廃止されました。

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、昭和 51 年から神戸方式による整備を進めてきたほか、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置に対して、平成 4 年から補助を、平成 8 年からは無利子融資を実施するなど、高齢者や障がい者をはじめすべての人々が安心して外出し、様々な社会活動に主体的に参加できるまちづくりに向け、道路や交通施設等のバリアフリー化の推進に努めてきました。

このような中、平成 12 年 11 月に「交通バリアフリー法」が施行され、本市ではこの法律に基づき平成 14 年 11 月に「神戸市交通バリアフリー基本構想」を策定し、「三宮地区」、「元町地区」、「神戸地区」、「垂水地区」の 4 地区を重点整備地区に決めました。

この基本構想により、公共交通機関の旅客施設および車両、道路等の改善を重点的かつ一体的に推し進め、高齢者、障がい者等の移動の利便性及び安全性の向上に取り組んできた結果、目標年次の平成 22 年には、これらの重点整備地区内の特定事業はほぼ完了しました。

今後はバリアフリー新法の施行を踏まえ、市内の移動環境のバリアフリー化に向けて、重点整備地区の拡充など継続的な取り組みを行っていくことが求められていることから、「神戸市交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、全市展開しながら、新たな基本構想「神戸市バリアフリー基本構想」を策定します。

3. 基本構想の位置づけ

神戸市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という）は、「バリアフリー新法」及び国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、神戸市においてバリアフリー化を重点的・一体的に進めるため、「神戸市交通バリアフリー基本構想（平成 14 年策定）」で定めた基本

構想の考えを引き継ぎ、発展させたものとして策定します。(目標年次：平成32年度末)

また、基本構想策定に際しては、本市の都市づくりの最上位計画となる「新・神戸市基本構想(平成5年策定)」や、その目標年次である2025年(平成37年)に向けた、長期的な神戸づくりの方向性を示す「第5次神戸市基本計画 神戸づくりの指針」をはじめ、都市空間づくりにかかる部門別計画としての「都市計画マスタープラン」やこれからのみちづくりに関する指針などを定めた「みちづくり計画」と整合性をはかります。

さらに、「神戸市民の福祉をまもる条例(昭和52年制定)」及びこれに基づく「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」、その分野別の計画としての「神戸市高齢者保健福祉計画2015」、「神戸市障がい者保健福祉計画2015」等、関係する各計画との整合性も図ります。

【神戸市バリアフリー基本構想の位置づけ】

